

市川市自転車安全利用対策懇談会設置要領

(設置目的)

第1条 自転車の交通ルール・マナー遵守意識の向上及び自転車の関係する事故を減らすことを目的に、自転車の安全利用の促進について検討するため、市川市自転車安全利用対策懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、検討を行い、その成果を市長に提言書としてまとめ、報告する。

- (1) 自転車の交通ルール・マナーの周知に関する事項
- (2) 自転車安全利用のための市民と協働で行う事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に係る事項

(組織)

第3条 懇談会は、学識経験者、市川警察署の職員、行徳警察署の職員、千葉県自転車・軽自動車商協同組合市川支部の組合員、市川市交通安全母の会会員、商店街関係者、市民、市内在学の者、市職員をもって構成する。

(座長)

第4条 懇談会に座長1名を置く。

- 2 座長は、委員の中からの互選による。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるとき、懇談会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会議の公開)

第7条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、座長は必要に応じ非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、道路交通部交通計画課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が、市と協議して定める。

附則

(施行時期)

この要領は、平成21年5月29日から施行する。